

狩猟税の軽減等についてのQ&A

下記の方が狩猟者登録を申請する際の狩猟税の軽減等について、Q & A形式で説明しています。

- ① 対象鳥獣捕獲員
- ② 認定鳥獣捕獲等事業の従事者
- ③ 鳥獣保護管理法による許可を受けて許可捕獲等に従事した者
- ④ 鳥獣保護管理法による許可を受けた者の従事者として、許可捕獲等に
従事した者

この内容についてご不明な点がある場合や狩猟税の一般的なお問合せについては、最寄りの県税・総務事務所または県庁税務課にご連絡ください。

宮崎県税・総務事務所	TEL 0985-26-7273
日南県税・総務事務所	TEL 0987-23-7136
都城県税・総務事務所	TEL 0986-23-4516
小林県税・総務事務所	TEL 0984-23-3194
高鍋県税・総務事務所	TEL 0983-23-0213
日向県税・総務事務所	TEL 0982-52-4147
延岡県税・総務事務所	TEL 0982-35-1811
県庁 税務課	TEL 0985-26-7020

狩猟者登録に関するお問い合わせについては、最寄りの農林振興局または西臼杵支庁にご連絡ください。

中部農林振興局	TEL 0985-26-7283
南那珂農林振興局	TEL 0987-23-4317
北諸県農林振興局	TEL 0986-23-4523
西諸県農林振興局	TEL 0984-23-4725
児湯農林振興局	TEL 0983-22-1350
東臼杵農林振興局	TEL 0982-32-6157
西臼杵支庁	TEL 0982-72-3178

～ 目次 ～

【共通】

- | | | |
|------|---|-------|
| Q 1 | 軽減等の趣旨について教えてください。 | 4 ページ |
| Q 2 | 軽減等の対象者と軽減等について教えてください。 | 4 ページ |
| Q 3 | 鳥獣による被害防止を目的に狩猟している者は軽減等の対象となりますか。 | 4 ページ |
| Q 4 | 許可捕獲等に従事した者で、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者である者はどのようになりますか。 | 5 ページ |
| Q 5 | 許可捕獲の実績が銃猟のみの場合、わな・網猟の登録の場合も軽減等の対象となりますか。 | 5 ページ |
| Q 6 | 減免対象者であるか否かの判断はどの時点になりますか。 | 5 ページ |
| Q 7 | シカ・イノシシ以外の狩猟を行う場合も軽減等の対象となりますか。 | 5 ページ |
| Q 8 | 同一の登録年度で通常の狩猟者登録を行った者が登録後に減免の要件を満たした場合や、減免対象者として狩猟者登録を行った者が登録後に減免の要件を満たさなくなった場合、追徴や還付が発生しますか。 | 5 ページ |
| Q 9 | 県民税の所得割額を納付することを要しない者が許可捕獲の要件を満たす場合、税額はどのようになりますか。 | 5 ページ |
| Q 10 | どの申告書を提出すればよいですか。 | 6 ページ |

【対象鳥獣捕獲員】

- | | | |
|------|-----------------------------------|-------|
| Q 11 | 対象鳥獣捕獲員が課税の免除を受ける場合、捕獲等の実績が必要ですか。 | 6 ページ |
|------|-----------------------------------|-------|

【認定鳥獣捕獲等事業者の従事者】

- | | | |
|------|---|-------|
| Q 12 | 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての狩猟者登録は全国どこでも受けられますか。 | 6 ページ |
| Q 13 | 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が課税の免除を受ける場合、どのような書類が必要ですか。 | 6 ページ |

- Q 14 申請前 1 年以内とは具体的にいつからいつまでとなりますか。 7 ページ
- Q 15 申請前 1 年以内に許可捕獲者として従事した実績はありますが、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての実績がない場合、免除の対象となりますか。 7 ページ
- Q 16 申請前 1 年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての実績はあるが、申請時と異なる認定鳥獣捕獲等事業者に所属していた場合、免除の対象となりますか。 7 ページ
- Q 17 申請前 1 年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての実績はあるが、申請時に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者ではない場合、免除の対象となりますか。 7 ページ
- Q 18 例えば、今年の10月1日に従事者としての実績があり、同年10月10日に登録申請して軽減等の適用を受けた場合、翌年の9月10日に登録申請したときも、今年の10月1日の実績をもって軽減等が適用になりますか。 7 ページ
- 【許可捕獲】
- Q 19 複数の登録を行い、登録時期が異なる場合（例えば、銃猟が令和6年9月1日でわな猟が同年12月1日の場合）、1つの実績でいずれも軽減等が受けられますか。 8 ページ
- Q 20 許可捕獲等従事者が課税の免除を受ける場合、どのような書類が必要ですか。 8 ページ
- Q 21 捕獲の実績となる鳥獣はシカやイノシシに限定されますか。 8 ページ
- Q 22 捕獲の実績はないが、卵の採取・損傷の実績がある場合、軽減等の対象となりますか。 8 ページ
- Q 23 捕獲に従事した実績はあるが、捕獲数が0だった場合、軽減等の対象となりますか。 8 ページ

Q 1 軽減等の趣旨について教えてください。

A 1 ニホンジカやイノシシをはじめとする鳥獣による生態系や農林水産業への被害が深刻になる一方、狩猟者の減少や高齢化も進展しており、捕獲等の担い手確保が緊急の課題となっておりました。そのため、狩猟税の軽減等の措置が令和11年3月31日まで講じられることとなりました。

Q 2 軽減等の対象者と軽減等について教えてください。

A 2 以下のとおりです。

① 対象鳥獣捕獲員

→ 課税が免除されます

※ 鳥獣被害対策実施隊員のうち、市町村から指名・任命された者（非常勤公務員）が対象となります。

② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者

→ 課税が免除されます

※ 狩猟者登録の申請前1年以内に認定鳥獣捕獲等事業に従事する必要があります。

③ 鳥獣保護管理法による許可を受けて許可捕獲等に従事した者

→ 通常の税額の1/2が軽減されます

※ 狩猟者登録の申請前1年以内に許可捕獲等に従事している必要があります。

※ 狩猟者登録時に許可期間を経過していても、上記実績があり、許可証に準ずる書面があれば軽減の対象となります。

④ 鳥獣保護管理法による許可を受けた者の従事者として、許可捕獲等に従事した者

→ 通常の税額の1/2が軽減されます

※ 狩猟者登録の申請前1年以内に許可捕獲等に従事する必要があります。

※ 狩猟者登録時に許可期間を経過していても、上記実績があり、従事者証に準ずる書面があれば軽減の対象となります。

Q 3 鳥獣による被害防止を目的に狩猟している者は軽減等の対象となりますか。

A 3 単に鳥獣の被害防止を目的に狩猟しているだけでは軽減等の対象となりません（A 2のいずれかに該当する必要があります）。

Q 4 許可捕獲等に従事した者で、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者である者はどのようにになりますか。

A 4 同一の者が複数の軽減等に該当する場合は、いずれの軽減等を受けるか狩猟者登録の申請時に選択します。

Q 5 許可捕獲の実績が銃猟のみの場合、わな・網猟の登録の場合も軽減等の対象となりますか。

A 5 対象となります。猟法ごとに許可捕獲の実績を区別する必要はありません。

Q 6 減免対象者であるか否かの判断はどの時点になりますか。

A 6 狩猟者登録の申請時点です。申請時に減免対象者であることを証する書面を添付する必要がありますので、その内容に基づき判断します。

なお、許可捕獲等に従事した者で、申請前1年以内の従事実績があり、狩猟者登録時点で許可証または従事者証の原本を既に返納済みである場合、許可証又は従事者証に準ずる書面を添付すれば対象となります。

Q 7 シカ・イノシシ以外の狩猟を行う場合も軽減等の対象となりますか。

A 7 減免対象者としての要件を満たせば、対象となります。

Q 8 同一の登録年度で通常の狩猟者登録を行った者が登録後に減免の要件を満たした場合や、減免対象者として狩猟者登録を行った者が登録後に減免の要件を満たさなくなった場合、追徴や還付が発生しますか。

A 8 追徴・還付は発生しません。減免の要件は狩猟者登録の申請時点で判断します。

Q 9 県民税の所得割額を納付することを要しない者が許可捕獲の要件を満たす場合、税額はどのようにになりますか。

A 9 県民税の所得割額を納付することを要しない場合の軽減税率から更に1/2が軽減となります。

Q 10 どの申告書を提出すればよいですか。

A 10 以下のとおりです。

- ① 対象鳥獣捕獲員
→ 「課税免除用」。左上の欄外に様式第 2 2 5 号（その 3）と表示あり。
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者
→ 「課税免除用」。左上の欄外に様式第 2 2 5 号（その 3）と表示あり。
- ③ 鳥獣保護管理法による許可を受けて許可捕獲等に従事した者
→ 「税率の特例用」。左上の欄外に様式第 2 2 5 号（その 2）と表示あり。
- ④ 鳥獣保護管理法による許可を受けた者の従事者として、許可捕獲等に従事した者
→ 「税率の特例用」。左上の欄外に様式第 2 2 5 号（その 2）と表示あり。

Q 11 対象鳥獣捕獲員が課税の免除を受ける場合、捕獲等の実績が必要ですか。

A 11 必要ありません。対象鳥獣捕獲員については、狩猟税申告書に「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書（写し可）」を添付すれば結構です。

Q 12 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての狩猟者登録は全国どこでも受けられますか。

A 12 捕獲等事業に従事した実績がある都道府県のみとなります。複数の都道府県で実績がある場合はそれぞれの都道府県で受けることができます。
許可捕獲等従事者についても同じです。

Q 13 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が課税の免除を受ける場合、どのような書類が必要ですか。

A 13 狩猟者登録の際に以下の書類が必要となります。

- ① 認定鳥獣捕獲等事業者認定証の写し
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であることを証する証明書
- ③ 狩猟者登録の申請前 1 年以内に本県で認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類
※ 当該事業の委託契約書の写し等、ない場合は許可証の写しが必要です。
また、従事者証に報告欄を設けて実績を記載してください。
- ④ 捕獲許可に係る従事者証の写し（許可目的が「鳥獣の管理」に係るもの）

Q 14 申請前 1 年以内とは具体的にいつからいつまでとなりますか。

A 14 狩猟者登録の申請書を提出した日の前日から過去 1 年間を指します。
例えば、令和 6 年 9 月 15 日に申請書を提出した場合、令和 5 年 9 月 15 日から令和 6 年 9 月 14 日の期間となります。
なお、申請書を提出した日とは、申請書が行政庁へ到達した日となりますが、到達までに期間を要する場合等は、申請書の作成日としても構いません。

Q 15 申請前 1 年以内に許可捕獲者として従事した実績はありますが、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての実績がない場合、免除の対象となりますか。

A 15 免除の対象とはなりません。
許可捕獲者として軽減措置が受けられる可能性はあります。

Q 16 申請前 1 年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての実績はあるが、申請時と異なる認定鳥獣捕獲等事業者に所属していた場合、免除の対象となりますか。

A 16 免除の対象となります。

Q 17 申請前 1 年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての実績はあるが、申請時に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者ではない場合、免除の対象となりますか。

A 17 免除の対象となりません。狩猟者登録の申請時点で判断します。
許可捕獲者として軽減措置が受けられる可能性はあります。

Q 18 例えば、今年の 10 月 1 日に従事者としての実績があり、同年 10 月 10 日に登録申請して軽減等の適用を受けた場合、翌年の 9 月 10 日に登録申請したときも、今年の 10 月 1 日の実績をもって軽減等が適用になりますか。

A 18 同一の実績で 2 度の軽減等は受けられません。このような場合、翌年の 9 月 10 日の登録申請分については前回の登録申請日（今年の 10 月 10 日）から翌年の 9 月 9 日までの期間の実績が必要となります。
※ 許可捕獲等に従事する場合も同様です。

Q 19 複数の登録を行い、登録時期が異なる場合（例えば、銃猟が令和6年9月1日でわな猟が同年12月1日の場合）、1つの実績でいずれも軽減等が受けられますか。

A 19 軽減等の対象となります。

ただし、例えば、実績日が令和5年10月10日の場合、銃猟では軽減等が受けられませんが、わな猟では申請前1年以内の範囲外のため受けられません。

※ 許可捕獲等に従事する場合も同様です。

Q 20 許可捕獲等に従事した者が課税の免除を受ける場合、どのような書類が必要ですか。

A 20 狩猟者登録の際に以下の書類が必要となります。

① 鳥獣保護管理法の許可証または従事者証の写し

※ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係るものも対象となります。

※ 課税免除に必要な許可証・従事者証の原本が返納等で所持していない場合、当該許可証・従事者証に係る許可をした者（市町村）から許可証・従事者証の内容を証明した書面が必要です。

② 狩猟者登録の申請前1年以内に本県で許可捕獲等を行ったことを証する書類

※ 許可を受けた者の場合、許可証の報告欄で確認します。従事者の場合、従事者証に報告欄を設けて実績を記載してください。なお、市町村による実績の確認が必要となりますので、市町村に確認を依頼してください。

Q 21 捕獲の実績となる鳥獣はシカやイノシシに限定されますか。

A 21 管理の目的に係る許可に基づき捕獲等を行ったのであれば、対象種は限定されません。例えばカラス等が許可捕獲の対象となった場合は、その従事者も軽減対象となります。

Q 22 捕獲の実績はないが、卵の採取・損傷の実績がある場合、軽減等の対象となりますか。

A 22 軽減等の対象となりません。本制度は鳥獣捕獲等の担い手確保を目的としています。

Q 23 捕獲に従事した実績はあるが、捕獲数が0だった場合、軽減等の対象となりますか。

A 23 実際に捕獲等に従事したことが確認できれば、軽減等の対象となります。